

## 不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業に係る換地処分の公告がなされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、ご注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は

**登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので**  
ご注意願います。

ご不明な点は、管轄登記所の職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和元年8月13日から 令和元年9月6日まで (予定)	大府市共和町兒子廻間，下 入道 以上の一部 (半田支局管轄)	土地改良事業